

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 7月 31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 都千代田区丸の内一丁目11番1号 フィックセンチュリープレイス丸の内17階		東京 パシ	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）ザ・ホ テリア・グループ京都宝ヶ池合同会社 代表社員 THGマスター1合同会社 職務執行者 當間崇雄		
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用 した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数
	エアコンディショナー	258 台	0 台	0 台	258 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	168 台	0 台	0 台	168 台
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を 行った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	各現場設置の冷蔵・冷凍庫はセクションごとに毎日点検を実施。空調 機器は3か月に1回、設備管理セクションにて点検を実施。			
	廃棄時	セクションごとに廃棄する際は設備担当セクションにて最終確認をし て廃棄会社へ依頼。廃棄証明・フロン回収証明書を発行。			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	冷蔵・冷凍庫の使用時は毎日の温度チェックにて点検表に記入・記録 を実施。空調機器は3ヶ月に1回の機器機能点検にて確認。			
	廃棄時	廃棄物としてフロン類機器は個別保管管理して廃棄する。			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	大規模な改修・改装時には古い機器は積極的にノンフロン製品に入れ替えをおこなうよう推 奨・提案を実施している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハ
イドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2
条第3項に規定する機器をいいます。